

徳島労働局からのお知らせ

「働き方改革関連法」実践ポイント 解説セミナーを開催！

本年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されていますが、令和2年4月からは大企業でパートタイム・有期雇用労働法が適用、労働時間の上限規制が中小企業でも適用となるなど、従来以上に改正法への対応が必要となります。

徳島労働局では、改正法に沿った取組について、事業所で実践していただく際のポイントを解説するためのセミナーおよび個別相談会を開催しますので、ぜひご参加ください！

参加を希望される方は、徳島労働局雇用環境・均等室までお電話でお申込みください。

【日時】 11月14日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

【会場】 市総合福祉センター 中会議室
(小松島市横須町11-7)

【内容】 働き方改革関連法の労働基準関係の概要について 他

【参加費】 無料

【お問い合わせ先】

徳島労働局雇用環境・均等室

☎088-652-2718



休日診療

午前9時～午後6時

※受診前に必ず医療機関へ電話してください。

月 日	実施医療機関	住 所	電 話
11月10日(日)	碩心館病院	江田町	32・3555
11月17日(日)	小松島病院	田浦町	33・2288
11月23日(祝)	金磯病院	金磯町	33・1211
11月24日(日)	江藤病院	大林町	37・1559
12月1日(日)	碩心館病院	江田町	32・3555

夜間診療

午後6時～午後10時

市内の医療機関が交代で行っています。

■案内専用電話(☎33・2581)

■市消防本部(☎32・0119)

■市役所宿直室(☎32・2111)

※休日・夜間診療は徳島新聞にも掲載されています。

※実施医療機関の都合により変更する場合があります。



休日・夜間の病気やケガの時

市保健センター
☎32・3551

各種証明書等・マイナンバーカードの交付について 休日窓口を開設します

市戸籍住民課では、平日に来庁できない方のために、毎月下記の日程で証明書等の交付およびマイナンバーカードの交付業務を行います。

ぜひ、ご利用ください。

【開設日】

11月24日(日)、12月15日(日)

令和2年1月26日(日)、2月23日(日)、3月15日(日)

【開設時間】 午前8時30分から午後5時まで受付

【場所】 市役所1階①番窓口 戸籍住民課

【お問い合わせ先】 市戸籍住民課(市役所1階①番窓口)

☎32・2112 / FAX33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



【取扱業務】

①戸籍謄抄本・除籍謄抄本交付、住民票の写しなどの交付、印鑑登録証明書の交付

※請求できるご本人さま以外の方が来庁して申請する場合は、委任状等が必要となりますのでお問い合わせください。

②マイナンバーカードの交付(事前にご予約ください)

※住民異動届(転入・転出・転居等)、印鑑登録手続き、広域交付住民票の交付は休日窓口ではお取り扱いしていません。